

川口市告示第321号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和3年4月26日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 指定した区域

川口市大字藤兵衛新田290の一部、290先道路の一部、305-1の一部、305-1先道路の一部、354-3 以上5筆

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号に規定される埋立地

3 担当課

川口市環境部産業廃棄物対策課

〒332-0001

埼玉県川口市朝日4丁目21番33号

電話 048-228-5380（直通）

FAX 048-228-5322